

大阪フィルへの寄附金は、『税金が大幅に還付』されます！

公益社団法人大阪フィルハーモニー協会は、国から税額控除の証明を受けています。

そのため寄付をいただいた皆様、そしてサポート会員の皆様におかれましては、確定申告を行うことで**約4割の還付金**を受けとることができます。

※ 50,000円で19,200円が還付されます！

◎説明

- ・ 個人から公益社団法人へ寄付なされた場合、

①新たな税額控除の適用(40%)

②所得控除としての寄付金控除の適用(20%)

のどちらか有利な方を選ぶことができます。内容は別紙『具体的な控除額』をご参照下さい。

- ・ ご寄付なされた方は、当協会からの『領収書』と『税額控除に係る証明書』をお持ちのうえ、申告期間中(2月16日から3月15日)に確定申告をしていただきますようお願いいたします。なお、還付申告は1月から申告書を提出することができます。
- ・ また個人住民税の寄付金優遇税制も拡大され、一部の都道府県・市区町村では条例の指定により、個人住民税の控除も受けることができます。  
→条例による指定の状況は各都道府県によって異なりますので、お住まいの市区町村の住民税担当窓口までお問い合わせください。

【お問い合わせ窓口】

大阪フィルハーモニー協会 総務局まで

06-6656-7711

